



みんなで守ろう 郷土の豊かな自然

きれいな水で明るい未来

私たちが生活を営むうえで、水は欠かせません。日々の生活のなかで、食事やお風呂、洗濯などで多くの水を使用します。使用された水は、家庭から排出されますが、一戸の家庭から流される汚れた水はわずかも、みんなが流すと大変な量となり、地域の土壌や川・海を汚すこととなります。その結果、排水路では悪臭がしたり、水田や川・海で藻等が大量に生え、海では赤潮の原因にもなっています（これを富栄養化といいます）。

この問題を解決できるのが、下水道や合併浄化槽です。市では、子ども達が安全で安心して住める地域づくりを目指し、現在、市内の各地で下水道整備事業や合併浄化槽への補助事業を行っています。下水道は対象区域家庭から



▲下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

出る汚れた水を処理場にまとめ、市の直接管理によりきれいにし、川・海に流します。これにより、家庭から排出された生活排水やトイレ等によって発生していた悪臭を解消します。またハエや蚊の発生を少なくします。

一方、下水道対象区域外では、下水道に接続できませんので、合併浄化槽の設置をお願いします。合併浄化槽設置については、市で補助事業を行っています。

下水道区域では下水道に接続しましょう

本市では現在も市内各地で下水道工事を行っています。下水道を整備できた地域での下水道接続率は、平成23年度末で約63%となっています。

下水道が整備された地域での接続世帯は年々増加していますが、接続がまだの家庭は早めに下水道への接続をお願いします。

市では、市民の負担を少しでも軽減できるよう、早期接続者奨励金制度や水洗便所改造等資金の利子補給制度を設けています。詳しいことは下水道加入促進課（☎50・3041）まで。

○早期接続者奨励金制度

下水道が使えるようになつて3年以内の地域の人が下水道を接続される場合、市から次の助成があります。

- 1年以内 3万2400円
- 2年以内 1万51200円
- 3年以内 75600円

※該当される人は、是非ご利用ください

下水道は正しく使いましょ

下水道に接続、または合併浄化槽を設置した後は、これらの機能を守るために正しく使うことが大切です。

下水管が詰まる原因となる汚水以外の物（タオルなど）や、処理できない油や薬品などは、絶対に流さないようにしてください。また、料理を大量に作る飲食店では、グリストラップのこまめな清掃や管理をお願いします。

油は絶対NG

てんぷらなどで使った油をそのまま台所の排水口に流すと下水道処理場で処理できないうえ、家庭内等の下水道管の詰まりや悪臭の原因になります。使い終わった油は、絶対に下水道に流さないようにしてください。また、少しでも油の混ざった汚れを出さないことがトラップを防ぎます。フライパンなどの油污は、洗う前に新聞紙やキッチンペーパーなどでふき取りましょう。

下水道区域外では合併浄化槽を設置しましょう

現在、単独浄化槽（トイレだけの浄化槽）を使っている場合、生活排水は処理されていないため、早期に合併浄化槽への切替をお願いします。合併浄化槽設置に際しては、別表1により補助金を交付いたしますので、下水道加入促進課までお気軽にお問い合わせください。

人槽区分	補助金の額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
11人槽以上	939,000円

浄化槽は管理が必要です

浄化槽（合併・単独）は、その機能を十分に発揮させるために、使用者は定期的に次

知っていますか？

◆考えてみようクイズ付き
毎日の生活の中でたくさん生活排水がでます。もしこの生活排水を下水処理場や浄化槽ではなく、川や海に流したら大変！

さて、次の食品を直接流した場合、魚が住めるようになるまでに浴槽何杯分の水がいるでしょう？
浴槽1杯は300リットルで計算しています。

- ①牛乳コップ1杯（200ミリリットル）
- ②みぞ汁お椀1杯（180ミリリットル）
- ③天ぷら油（20ミリリットル）※答えはページの左下に掲載。（ごも環境白書2009引用）

◆まずは家庭から
水質汚濁を防ぐには毎日の生活を変えることが必要です。料理は必要な分だけ作って、残さず食べる。汚れた食器は、いろいろな紙で拭き取ってから洗う。洗剤は必要な量だけ使うなど簡単なことから始めてみませんか。
一人ひとりが少し気を付けることで郷土の豊かな自然を守ることができるのです。

クイズの答え ① 11杯 ② 4.7杯 ③ 20杯

の点検や検査を受検することが法律で義務付けられています。

- ① 法定検査
兵庫県知事が指定した検査機関（一社）兵庫県水質保全センターが毎年一回浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか確認します（水質等の検査）。
- ② 同センターから検査の受検案内がありましたら、必ず受検してください。
- ③ 保守点検
浄化槽内の機械や送風機などの点検や消毒剤の補充等、一年に3回以上の保守点検が必要です。委託する場合、県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。
- ④ 清掃
一年に一度、浄化槽内にたまった汚泥（かす）などを抜き取る必要があります。市が許可した清掃業者に依頼してください。

- 浄化槽法に関すること
 - 浄化槽法に関すること
 - 浄化槽法に関すること
 - 法定検査に関すること
 - 県水質保全センター
- ☎078-506-6002